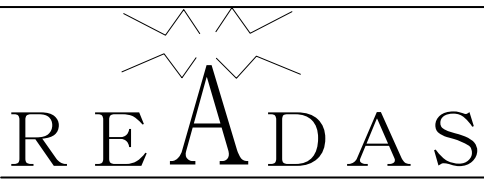


第 5564 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 10月 4日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 有価証券の評価

**Q**：有価証券は期末において、どのように評価すればいいのですか？

**A**：売買目的有価証券と売買目的外有価証券とで評価が違います。

### 【解説】

法人税法では、有価証券を保有目的に応じて、大きく売買目的有価証券と売買目的外有価証券に区分しており、さらに売買目的外有価証券については、満期保有目的等有価証券とその他有価証券に区分しています。期末の評価額は、それぞれ次のようになっています。

#### ① 売買目的有価証券

売買目的有価証券とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券をいい、これらの有価証券には時価法が適用され、時価と帳簿価額との差額が評価益又は評価損として税務上の益金又は損金の額に算入されます。

また、売買目的外有価証券とは、売買目的有価証券以外に区分される有価証券をいい、償還有価証券と償還有価証券以外の有価証券に区分し、それぞれ次のように評価します。

#### ② 償還有価証券

償却原価法により計算した金額をもって期末評価額とし、金利調整差額としてその帳簿価額に加算又は減算した金額は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入します。

#### ③ 償還有価証券以外の有価証券

原価法が適用され、帳簿価額で評価します。

